

令和5年度

**公益財団法人岐阜県国際交流センター**  
**専門職員「在住外国人支援相談員」の募集について**

公益財団法人岐阜県国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）では、多文化共生社会の推進に強い関心を寄せ、特に在住外国人の生活支援に対して積極的に貢献しようとする高い志を持った方を募集します。

---

**募集要項**

1. 職名 専門職員「在住外国人支援相談員」
2. 職種 一般事務
3. 募集人数 1名
4. 勤務地  
岐阜市柳ヶ瀬通 1-12 岐阜中日ビル 2階
5. 業務内容  
〈主たる業務〉  
在住外国人相談センター（岐阜県在住外国人のための一元的相談窓口）における相談、通訳、翻訳等業務（ポルトガル語関係）
6. 雇用期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで  
※ 本件雇用は、1年間の有期労働契約である。ただし、国際交流センターの事情により、国際交流センターが次年度の継続雇用を必要とし、かつ、勤務実績が良好であったことを前提として、国際交流センターからの継続雇用の申出に対して被雇用者が了承した場合には、在住外国人支援相談員としての雇用の更新ができるものとする（この場合も、更新後の雇用期間は1年である。なお、国際交流センターの事情により、さらに国際交流センターが次年度の継続雇用を必要とし、かつ、勤務実績が良好であったことを前提として、国際交流センターからの継続雇用の申出に対して被雇用者が了承した場合には、在住外国人支援相談員としての雇用の再度の更新（雇用期間1年）ができるものとする。以後同じ。）。

## 7. 勤務日、休日、勤務時間等

### (1) 勤務日

原則として、月曜日から金曜日まで（週5日）

※ 国際交流センターの開館日が日曜日から金曜日になっていることにより、月1回程度の日曜日勤務（日曜当番）をする場合がある。

※ 毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制を採用する。

### (2) 休日

ア 日曜日及び土曜日

イ 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

ウ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

エ その他国際交流センター理事長が定める日

※ 業務の都合上、上記（1）の日曜日勤務（日曜当番）のほかに休日に勤務を命じる場合がある（一定の条件の下で休日勤務手当を支給する。）。

### (3) 勤務時間

午前9時30分から午後4時30分まで（6時間勤務）

※ 業務の都合上、勤務時間帯を前後にスライドする場合がある。

※ 業務の都合上、所定の勤務時間を超えて勤務を命じる場合がある（8時間までの勤務に対しては通常の報酬を支給し、8時間を超過する勤務に対しては時間外勤務手当（夜間勤務手当含む。）を支給する。）。

### (4) 休憩時間

正午から午後1時まで（1時間）

※ 相談への対応等のため休憩時間帯に業務に従事した場合は、従事時間に相当する時間数について、別途、所定の勤務時間の途中に休憩時間を設ける。

## 8. 報酬及び手当

### (1) 報酬（時給制）

1時間当たり2,000円

### (2) 手当

実情に応じて、「通勤手当」、「時間外勤務手当」、「夜間勤務手当」及び「休日勤務手当」を支給する。

## 9. 各種保険

社会保険(健康・厚生年金・介護(該当者のみ))、雇用保険及び労災保険に加入する。

## 10. 応募資格等

### (1) 必須要件

- ①-1 日本語及びポルトガル語に係る十分な語学能力【話す・聞く】を有すること。  
日常生活の場面だけでなく仕事をする上でも、日本語及びポルトガル語を使った意思疎通がそれぞれ全く支障なく行うことができること（外国籍の者は、日本語能力が日本語能力試験（JLPT）N2程度以上あること。）。
- ①-2 日本語及びポルトガル語に係る十分な語学能力【読む・書く】を有すること。  
日本語及びポルトガル語で書かれた文書の内容を的確に把握できる読解力を有すること、並びに、日本語及びポルトガル語の適切な表現を用いて意味、内容等が読み手に明確に伝わる文書を作成することができること。
- ② パソコンの基本操作技術（ワード、エクセル等）を有すること。
- ③ 外国籍の者にあつては、国際交流センターで就労できる有効な在留資格を有すること。
- ④ 次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当しないこと。  
（ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
（イ）懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者  
（ウ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 望まれる経験、資格等
- ① 多文化共生推進事業に関する実務経験があることが望ましい。
- ② 普通自動車運転免許を有することが望ましい。

## 1 1. 応募、選考方法等

### (1) 第1次選考 書類審査

- ① 提出書類 ※提出書類(語学能力に関する資料を除く)は、すべて日本語で表記してください。
- ア 履歴書 (JIS 規格、顔写真貼付必要)  
※ 確実に連絡のつく電話(携帯)番号を忘れずに記載してください。
- イ 職務経歴書
- ウ 作文(次のテーマについて、A4用紙に800字程度までで記述してください。)  
テーマ:『在住外国人からの相談への対応業務を行う上での心構え』
- エ 日本語能力に関する資料  
外国籍の応募者は、日本語能力がわかる資料(日本語能力試験(JLPT)の日本語能力認定書などの写し)を提出してください。
- オ ポルトガル語能力に関する資料  
日本語を母国語とする応募者は、ポルトガル語能力がわかる資料があれば、その写しを提出してください。
- カ 紹介状(ハローワークを通じた応募の場合のみ)

② 書類提出期限 令和5年2月20日(月)午後5時<必着>

※ 国際交流センターに持参される場合でも、令和5年2月20日(月)午後5時以降は、いかなる理由があっても受け付けませんので、十分注意してください。

※ 郵送する場合は、「簡易書留」、「特定記録」等の郵送記録が残る方法で発送願います(令和5年2月20日(月)午後5時以降に到達したものは、いかなる理由があっても受け付けませんので、十分余裕をもって提出してください)。なお、封筒には、「在住外国人支援相談員応募書類在中」と記載してください。

※ 応募書類は返却しませんのでご了承ください(選考終了後、破棄します)。

※ 応募方法は、郵送又は持参のいずれかに限らせていただきます。

③ 第1次選考結果発表 令和5年2月24日(金) <予定>

・ 合格者に対しては、第1次選考結果発表日に電話(不在着信又は着信拒否にならないように注意してください)するとともに、郵送で通知します。

・ 不合格者には郵送のみの通知とします。

(2) 第2次選考 面接・通訳実技及び翻訳

① 選考実施日 令和5年3月3日(金)

・ 面接時刻等詳細については、第1次選考合格者に対して、別途連絡します。

② 最終合否発表 令和5年3月10日(金) <予定>

・ 最終合格者に対しては、最終合否発表日に電話(不在着信又は着信拒否にならないように注意してください)するとともに、郵送で通知します。

・ 不合格者には郵送のみの通知とします。

③ 注意事項(外国籍の受験者のみ)

・ 第2次選考実施日(令和5年3月3日(金))に在留カード両面の写しを提出してください。

・ 同時に、在留カード本体の確認もさせていただきますので、忘れずに在留カードを持参してください。

12. その他

外国籍の合格者にあつては、最終的に国際交流センターで就労できる有効な在留資格を有していることが確認できない場合は、合格を取り消します。

13. 申込み・問合せ先

〒500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通1丁目12番地 岐阜中日ビル2階

公益財団法人岐阜県国際交流センター 担当者：島田

電話：058-214-7700

e-mail：gic@gic.or.jp